

青森県報

第二千三百四十六号

平成十六年
六月三十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	四
結核予防法による医療機関の指定	(保健衛生課)	四
職業訓練指導員試験の施行	(労政・能力開発課)	四
道路の区域の変更	(道路課)	五
道路の供用の開始	同	六
豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の施行	同	六
過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行	同	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(河川砂防課)	七
右 同	同	七
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	八
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	八

公安委員会

型式の検定適合遊技機

告 示

示

青森県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 九	アイリスケ アセンター 青森	青森市西滝三丁 目一の一五	平成 一六・六・一
社会福祉法 人福祉の里	和田市大字切 田字横道一〇〇 二二	介護老人保 健施設みの ハリ苑訪問テ ィー	和田市大字切 田字横道一〇〇 二二	一六・六・二〇
社会福祉法 人音羽会	西津軽郡鰺ヶ 沢町大字長平 甲音羽山六五 四一・二	介護老人保 健施設なが だ荘	西津軽郡鰺ヶ 沢町大字長平 甲音羽山六五 四一・二	一六・六・二四
社会福祉法 人みやぎ会	八戸市大字売 字観音下三の二	デイサービ スセンター ばんちよう	八戸市大字番 七の一	一六・六・一
社会福祉法 人同伸会	八戸市大字大 保字大山三二 の二	杏の里寄 のあい所町畑	八戸市大字大 保字小久保三 六六九	"

(生活保安課) … 九

社会福祉法人誠友会	有限会社メリブルの里	社会福祉法人秋葉会	いかり商事株式会社	有限会社てるてる
三上山二の二二六	弘前市大字藤代二丁目二二の七	一上北郡上北町大浦字境ノ沢一二七	弘前市大字境関字西田三四の二	五青森市大字高田字川瀬三三四の四
"	"	"	"	活型痴呆対応介護共生
のグルーイホ	のグルーイホ	の家グルーイホ	のグルーイホ	のグルーイホ
のケ丘一丁目五〇七	戸口五二の二	の七	一弘前市大字境関字亥ノ宮二九の	五青森市大字高田字川瀬三三四の四
一六 五二〇	一六 五二四	一六 四一	一六 六一	一六 三三

青森県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森保健生活協同組合	サポーターケア株式会社	名称	名称	名称
三青森市大字浦の町	二青森市大字浜田九八の一	主たる事務所在地	ケアサポーター	ケアサポーター
同青森市大字浦の町	二青森市大字浜田九八の一	所在地	青森保健生活協同組合居宅介護支援事業所	青森保健生活協同組合居宅介護支援事業所
目一一の六	二青森市大字浜田九八の一	所在地	青森市安方一丁目	青森市安方一丁目
"	平成一六 六一	年月日		

有限会社たかや	ケア・プランニング
十和田市大字米田字高谷一	十和田市西一番町一〇の七六
一六 四一	一六 四一

青森県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
医療法人杏林会	株式会社ウエルグ	株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅介護事業者
八戸市小中野一丁目二二	弘前市大字松森町六五	訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護種類
訪問看護師	訪問看護師	ケアサービス	ケアサービス	ケアサービス	居宅介護事業所
八戸市小中野一丁目二二	弘前市大字松森町六五	北瓦町一三	弘前市大字北瓦町一三	弘前市大字北瓦町一三	所在地
一六 六一	一六 四六	平成一五 九八	平成一五 九八	平成一五 九八	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	"	"	"	医療法人 公仁会	上北郡野 地町野 一五〇の	
短期入所 療養介護	居宅療養 管理指導	川上胃腸 院外科医 二川上ク リ	川上胃腸 院外科医 二川上ク リ	通所リハ ンター	上北郡野 地町野 一五〇の	
川上ク リ	川上胃腸 院外科医 二川上ク リ	川上胃腸 院外科医 二川上ク リ	川上胃腸 院外科医 二川上ク リ	川上デン ター	上北郡野 地町野 一五〇の	パーハ ビリ ク リ シ ョ ス
"	"	"	"	一六 五 一		

青森県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	変更後
株式会社ニ チイ学館	名称 居宅介護支援事業者	株式会社ニ チイ学館
東京都千代田 区神田駿河台	主たる事務 所の所在地	東京都千代田 区神田駿河台
アイリスケア センター弘前	名称 居宅介護支援事業所	アイリスケア センター弘前
弘前市大字北 瓦町一三の一	所在地	弘前市大字北 瓦町一三の一
平成 一五 九 八	変更 年月日	平成 一五 九 八

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
医療法人博 進会	医療法人公 仁会	"	"	有限会社友 情	株式会社ウ エルビー ン	二丁目九				
三戸郡南部町 大字沖田面字 千川四五	上北郡野 地町野 一五〇の	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」	居宅介護支 援「ゆじよ ん」
三戸郡南部町 大字沖田面字 千川四五	上北郡野 地町野 一五〇の	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二	黒石市大字上 町二五の二
一六 四 一	一六 五 一	"	"	一六 四 一	一六 四 一	一六 四 一	一六 四 一	一六 四 一	一六 四 一	一六 四 一

青森県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人仙知	新郷村	医療法人仙知	株式会社南武ビルド	株式会社ニチイ学館	とうほく天間農業協同組合	社会福祉法人弘前豊徳会
中津軽郡岩木町大字高谷字四本宮四八〇の七	三戸郡新郷村大字戸来字金七ヶ沢坂ノ下	中津軽郡岩木町大字高谷字四本宮四八〇の七	北海道札幌市豊平区豊平三の条二丁目一の四八	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	上北郡東北町字塔ノ沢山一の一〇	弘前市大字大川字中桜川一八の一〇
痴呆対応型共同生活介護	通所介護	"	訪問看護	福祉用具貸与	"	訪問介護
グループホーム	新郷村デイサービスセンター	訪問看護ステーションのぞみ	老人訪問看護ステーションいこま	アイリスケアセンター長島	JAとうほく天間ホームヘルプステーションえがわ	デイサービスセンターきらら弘前
弘前市大字高杉字五反田一七三の七	三戸郡新郷村大字戸来字金七ヶ沢坂ノ下	弘前市大字高杉字五反田二一三	青森市大字石江字岡部一五の二九	青森市長島二丁目一の五	上北郡天間村大字天間館字森ノ上一九八	弘前市大字藤野二丁目六の一
"	一六・三・三	一六・四・三〇	一六・四・一	一六・五・三	一六・三・三	平成 一六・四・一

青森県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所名称	所在地	廃止年月日
とうほく天間農業協同組合	とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の一〇	介護支援事業所とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の一〇	平成 一六・三・三

青森県告示第四百六十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
なかざわスポーツクリニックス	八戸市大字新井田字館下一ツクリニックス	平成一六・六・八
たなか泌尿器科クリニック	八戸市柏崎四丁目一四の四七	一六・六・三
たなぶ調剤薬局	むつ市中央一丁目六の五	一六・六・三
"	むつ市柳町一丁目七の三三	"

青森県告示第四百七十号

平成十六年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県 道	五所川原金 木線	五所川原市大字神山字野野三四の一から 五所川原市大字神山字野野一七の一まで	後	二〇・八・四〇メートルまで	五三八・〇〇メートル		
				前	一七・六・九〇メートルまで			
2	国 道	一〇一号	五所川原市大字七ツ館字柏枝六九の四から 五所川原市大字梅田字福浦一三七の一〇まで	後	一一・四・五〇メートルまで	九〇四・六三メートル		
				前	一七・七・四〇メートルまで			
1	国 道	一〇一号	五所川原市大字神山字野岸一九の二から 五所川原市大字福山字広富一一三の二まで	後	一一・二・二〇メートルまで	四三八・五〇メートル		
				前	二〇・八・五〇メートルまで			

一 実施期日

区 分	区	試験職種	期 日
	青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ	機械科 建築科 和裁科 建設科	

二 実施場所
青森市中央三丁目二〇の三〇
県民福祉プラザ

三 受験申請書の提出期限
平成十六年七月一日(木) から同月二十一日(水) まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月二十一日(水) までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先
青森市長島一丁目の一
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
(電話〇一七 七三四 九四一五)

青森県告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

6	5	4
県道		県道
山田鶴田線		五所川原黒石線
北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五五から 北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五四の四まで		北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊九二の二から 北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊九〇の一まで
後	前	後
一七九・八〇メートルから	一三・五〇メートルから	一〇・六〇メートルから
三八・七〇メートル	三八・七〇メートル	五九・〇〇メートル
後	前	後
一四〇・三〇メートルから	八・三〇メートルから	七・三〇メートルから
五二・八・二六メートル	五二・八・二六メートル	五二・八・二六メートル
後	前	後
一七九・八〇メートルから	一三・五〇メートルから	一〇・六〇メートルから
三八・七〇メートル	三八・七〇メートル	五九・〇〇メートル

青森県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年七月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山田鶴田線	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五五から 北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂井五四の四まで	平成一六・六・三〇

青森県告示第四百七十三号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり町道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
町道二二号線	南津軽郡平賀町大字尾崎字木戸口一八の二から 南津軽郡平賀町大字尾崎字木戸口七〇の二まで	改築（道路改良）	平成一六・六・一

青森県告示第四百七十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字清水崎一〇の二から	改築（道路改良）	平成一六・六・一

温泉線	七	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三三五の	"	"
夏坂大館線	二	三戸郡田子町大字関字南来満山国有林 一の一 三九林班に ¹ 小班から 三戸郡田子町大字関字南来満山国有林 二 四〇林班は ² 小班まで	"	"
福浦川目線		下北郡川内町大字川内字福浦山国有林 八二八林班ほ ² 小班から 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の 縫道石国有林八三一林班ほ小班まで	"	"
		西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字栄山一 一六の二まで		

青森県告示第四百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び五所川原県土整備事務所
 に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

飯詰一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱四号と標柱五
 号を結んだ線は県道青森五所川原線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線
 は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	五所川原市	飯詰	福泉	一三五地先
二	"	"	"	一一五
三	"	"	"	一一四の二
四	"	"	"	一一六の二七

九	"	"	"	影日沢	一四三の二
八	"	"	"	"	一四二の二
七	"	"	"	"	一三五の二
六	"	"	"	"	一三五の一
五	"	"	"	"	一三八

青森県告示第四百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備
 え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

袴田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び
 標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ
 線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡三戸町	袴田	上屋敷	五四の一
二	"	"	赤坂	一一三
三	"	"	中屋敷	一一一の一
四	"	"	"	一一一の一
五	"	"	堤ヶ沢	一〇四の七
六	"	"	中屋敷	一八
七	"	"	堤ヶ沢	一〇七の九
八	"	"	中屋敷	一七の一
九	"	"	中屋敷	六の一
十	"	"	"	五の三

十四	十三	十二	十一
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	上屋敷	"
五七の一	六四の一	六六の一	一四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグハウス湊店
八戸市大字湊町字六畑六
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗	区	分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業			閉店時刻 午前八時	閉店時刻 午前九時	平成十六年七月一日
閉店時刻			午後八時	午後九時	

店舗の施設 の運用 に関する 事項	を行う者の開店 時刻及び閉店時 刻	（年間百八十日午後 九時）
客が駐車場を 利用することが できる時間帯	午前九時から午後八 時まで（年間百八十 日午後九時）	午前八時三十分から 午後九時十五分まで

五 届出年月日

平成十六年六月二十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年六月三十日から同年十月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十月三十日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
 開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律



第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

|                      |                                                           |
|----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 開発区域(工区)に含まれる地域の名称   | 北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原三二六の一、三二六の五から三二六の二〇まで、三二六の二二、三二六の二三及び四七九の一部 |
| 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) | 北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉二〇四の四<br>齋藤智幸                               |

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月三十日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

| 遊技機の種類  | 型 式 名          | 製造業者又は輸入業者名 |
|---------|----------------|-------------|
| ぱちんこ遊技機 | CR花火DW         | 株式会社ミズホ     |
| "       | CRザ・レスキュードッグHN | サミー株式会社     |
| "       | CRザ・レスキュードッグFN | "           |
| "       | CR源平合戦MB       | 株式会社ニューギン   |

|        |                |            |
|--------|----------------|------------|
| 回胴式遊技機 | シマンチュールJX 30   | 株式会社エイベックス |
| "      | CRファイバーじゃんけんパト | 株式会社三共     |
| "      | CR源平合戦MA       | "          |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭